

## 警報等発表時における小・中学校の対応について

見出しのことに付いて、下記のように改訂されました。お読みいただき、対応の仕方について家族でよく話し合っただけ確認していただきますようお願いします。

記

### 1 警報が発表された場合の対応

■警報とは、「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」をいう。

#### 【登校前】…教育委員会からの指示（「すぐメール」及び「町内一斉放送」）

**警報発令** ☆6時20分 教育委員会から自宅待機の指示

「現在、白川町に〇〇警報が発表されています。児童生徒の皆さんと保育園児の皆さんは、自宅待機としますので、引き続き気象情報に十分注意して下さい。」**【『すぐメール』⇒『町内一斉放送』】**

※6時20分までに警報が解除されている場合は、原則登校する。

**警報解除** ☆教育委員会から、登校の有無を指示

「発表されておりました、〇〇警報は、先ほど解除されました。児童生徒の皆さんは、学校の指示に従って登校して下さい。」**【『すぐメール』⇒『町内一斉放送』】**

※警報解除になった場合、学校は次のことを行う。

- ① 通学路の安全確認を行う。
- ② スクールバスの発車時刻、始業時刻、弁当の準備等を各家庭に連絡する。
- ③ 登校状況及び地域の被害状況を把握し、町教委へ報告する。

#### 【登校後】…学校長の判断（教育委員会への報告・連絡・相談）

**警報発令** ☆原則、学校待機

※学校待機させる場合、学校は次のことを行う。

- ① 保護者に連絡する。
- ② 飲料水、食物を確保する。
- ③ 災害状況等、情報収集に努める。

**警報解除** ☆気象状況、道路状況、交通状況などの安全を確認した上で速やかに帰宅させる。

※帰宅させる場合、学校は次のことを行う。

- ① 保護者に連絡する。
- ② 児童生徒のみで下校させない。
- ③ 自宅への到着確認を確実にを行う。
- ④ 全児童生徒の自宅への到着を確認後、町教委へ報告する。

○警報解除後の授業の開始については、概ね以下の時間とする。

警報解除時間	授業開始時間	備考欄
午前6時20分以前	平常通り実施	
午前6時20分 ～午前11時	2時間後に始業	給食の有無、弁当持参の有無については町内一斉放送及び各学校から連絡を行う。  [給食の有無の目安] 午前9時までに解除の場合は給食、それ以降の場合はおにぎり等の弁当を各自が持参する。
午前11時以降	休業	